

新型コロナウイルス感染拡大防止のための岡山大学の活動制限指針

【方針】本指針は、全ての大学構成員の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、構成員の適切な意識と行動の変容を促すため、策定するものである。

【留意点】1. 全学共通を原則とするが、感染状況に応じて、キャンパス又は部局ごとに判断する。判断に迷った場合は、方針に立ち返る。
2. 医療関係者及び新型コロナウイルス研究従事者は、適用範囲外とする。

| レベル | 授業 (講義・演習・実習) | 学生の課外活動 | 教育・研究活動(研究指導を含む。) | 学生の入構 | 学内会議 | 事務機能 | |
|-----|--|---|---|---|--|---|--|
| 0 | 通常 | 感染発生情報に留意する。 | | | | | |
| 1 | 制限一小 | ○感染防止措置(教室の着席学生数を試験定員とする等)の上、対面授業を実施 ○対面授業の実施可否は、各授業担当教員の判断(実施の場合、具体的方策の作成) ○対面授業からオンライン授業への急な変更を念頭に置いた授業計画 | ○感染防止対策を最大限取った上で、活動を許可 | ○感染防止に最大限配慮し、教育・研究活動の続行はできる。 ○研究室の責任者は、研究室関係者(学部学生・大学院学生・研究員・研究スタッフ)の現場での滞在時間を減らし、自宅で作業することを検討。 ○ディスカッション形式のゼミ、及び学位論文に係る研究指導等はオンラインでの実施を推奨。 | ○感染防止対策を最大限取った上で、学部学生・大学院生の入構を認める。 | ○感染防止に最大限配慮し、対面会議を行う。 ○オンライン会議を推奨。 | ○感染防止に最大限配慮し、通常通りの勤務を行う。 ○時差出勤を活用する。 |
| 1.5 | | | | | | | |
| 1.5 | 【感染縮小期においてのみ適用】 ○対面授業の実施を制限 ○対面授業を実施する場合は、感染防止措置等を確認の上、部局長の決裁(BCS)が必要 ○オンライン授業実施のまま成績評価することも可 | | ○BCS(業務継続戦略)として決定した範囲で、 ・現在進行中の教育・研究活動を継続するための滞在時間を段階的に延伸。 ・大学院生・学部学生の研究活動も可。 ・オンラインで可能なものは、できる限りオンラインでの実施を推奨。 | | | | |
| 2 | 制限一中 | ○対面授業の実施を強く制限 ○やむを得ない事由で対面授業を実施する場合は、感染防止措置等を確認の上、部局長の決裁(BCS)が必要 ○オンライン授業実施のまま成績評価することを念頭に置いた授業計画 | ○感染防止対策を最大限に取った上で、大会出場等の活動を限定的に許可 | ○現在進行中の教育・研究活動を継続するために短時間の立ち入りを許可。 ○ディスカッション形式のゼミ等はオンラインでの実施のみ可。 ○学位論文に係る研究指導は原則、オンラインでの実施のみ可。研究室において研究指導を行う必要がある場合は、予め研究科長の許可を得て実施。 ○学部学生・大学院学生を強制的に登校させない。 | ○感染防止対策を最大限取った上で、学部学生・大学院生の入構を制限する。 | ○可能な限りオンライン会議へ移行。 | ○在宅勤務等を活用し、出勤人数の制限を行うことも含め、感染拡大防止を図る。 |
| 3 | 制限一大 | ○対面授業停止 ○部局の特別な事情や、卒業・修了を控えている学生に必要な不可欠な内容の場合は対面で実施可。 ○対面授業を実施する場合は、感染防止措置等を確認の上、総括副学長の決裁(BCS)が必要 | ○感染防止対策を最大限に取った上で、一部の活動のみを限定的に許可 | ○新型コロナウイルス対策に直接的に関わる研究以外は原則停止とし、新たな研究は行わない。 ○メディア授業のための必要最低限の立ち入りに限る。 ○次の者は、部局長が必要と判断した場合のみ研究室への立ち入りを許可。(ただし、学部学生・大学院生の入率は許可しない。) (1) 研究中止により研究上の大きな影響を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ (2) 進行中の実験を終了又は中断する業務に関わる研究スタッフ (3) 生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフ ※ 上記に関わらず、研究BCS承認による研究継続は実施可能。 | ○学部学生・大学院生 の入構を禁止する。 (部局長が必要不可欠と認めた場合は入構可) | ○原則、オンラインで行う。 ○ただし、構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入試に係わる重要事項等を取扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別途検討する。 | ○現在進行中の重要な事務の継続のほか、事務機能維持のために、必要最小限の人員が出勤。 |
| 4 | 原則停止 | ○全休講 | ○全面活動停止 | ○大学機能の最低限の維持のために、部局長の許可の下で、生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理の目的で、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りを許可。 | ○立入禁止 | ○オンライン会議のみとする。 | ○大学施設の維持管理のために、必要最小限の人員が出勤。 |

※ この表は、授業や研究などの活動内容毎にレベルを表しています。黄色は現在の活動制限状態を示しており、今後の感染状況の変化等により、新型コロナウイルス対策本部にて見直しを行い、公表します。